

第 8 章

文 化 遺 産 の 防 災 ・ 防 犯

第 8 章 文化遺産の防災・防犯

1. 文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

文化遺産を保存し、継承していくための根本的な課題として、防災・防犯に関することがあげられる。これまでの記述と重複することもあるが、重要な項目として取り上げる。

湯浅町では、歴史上様々な災害に見舞われてきた。その詳細は、第7章で「災害の記憶とともに」として紹介した。湯浅町では、今後発生が予想されるあらゆる災害に対して、防災・予防計画や、災害時の応急対策計画、復旧・復興計画を盛り込んだ湯浅町地域防災計画を作成し、それに基づいた様々な対策が講じられているところである。同時に、南海トラフ巨大地震・津波を想定した津波避難マップの作成や、100年に一度起こるような大雨による洪水・土砂災害ハザードマップ等を作成し、地域住民が参加する津波避難訓練の実施、避難場所への誘導灯の整備などが進められている。

文化遺産をめぐる防災対策としては、平成28年度から平成29年度にかけて、独立行政法人国立文化財機構による、地域の文化遺産保全リスト・地図作成事業によって、災害時の文化遺産レスキューに資することを念頭に、未指定文化遺産を含めた地域の文化遺産を広く収集し、位置情報とともにリスト化する取組みが行われた。

湯浅町の文化遺産は、海拔の低い沿岸部や川沿い等の地域に多く所在することがわかっている。湯浅町が作成したハザードマップにおいて津波や大雨の際に被害が発生すると予想されているのは、この沿岸部や川沿い等が中心となっていることから、大規模災害時における文化遺産の被害も想定しなければならない。

文化遺産の防災に関する計画は、平成19年度に作成された湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区防災計画（以下、「伝建地区防災計画」という。）がある。この計画では、地域住民を中心とした防災体制の強化、防災装備の充実等の地区への防災対策、火災・地震に備えた建物の防災対策を行うこととし、その中で、設置が求められた耐震性防火水槽については、平成20年度（北の町老人憩の家前）と平成30年度（北浜町）に設置されている。また、地域住民を中心とした防災体制の強化において重要な役割を担う自主防災組織については、平成20年度に伝建地区内の4地区による自主防災組織連絡協議会が発足し、住民同士の防災意識の向上に関する取組みや、消火器の訓練やバケツリレー等の防災訓練の実施が継続して行われているところである。さらに、文化財保存活用支援団体として連携する建築士会とは、災害対策や発災後の対応について検討を進め取り組んでいくこととしている。

指定等文化財を所蔵する主な寺社に対しては、毎年、湯浅広川消防組合による防火設備の点検が行われ、防災への啓発を促す文書を送付している所ではあるが、設備の老朽化がみられる寺社もあり、対策が求められる。また、指定等文化財を持



写真 97 伝建地区防災訓練

たない寺社や個人に対しては、特段の取組みが行われていないというのが現状であり、これらに対して、どのように、どこまでの防災対策を促していくのか検討しなければならない。

防犯については、仏像等の盗難事件の報告が和歌山県内でも頻繁にある中で、幸いにして湯浅町内では近年で被害は発生していない。指定等文化財を多く所蔵する寺社においては、防犯センサーの設置等の対策を行っている場合がある。未指定を含めた文化遺産を考えたときに、無住のお堂等に保管されているものや、居住スペースから目の届きにくい場所にあるもの、個人住宅内に特別な対策を施さないままに保管されているもの等がある。防災対策と同様、防犯対策を促す対象をどう考えるのか、所有者意識の醸成も含めて検討が必要である。

伝建地区防災計画は、火災に対する記述に重きを置いており、地震災害についての記載が多くなく、大雨や暴風等には言及されていない。また、作成から10年以上が経過しており、その間、災害想定の見直しや、令和元年度に『伝統的建造物群の耐震対策の手引』が文化庁より示されたこと等、防災に関する状況が変化しているため、計画の見直しも検討しなければならない。



図 29 湯浅町津波避難マップ（平成 26 年作成）

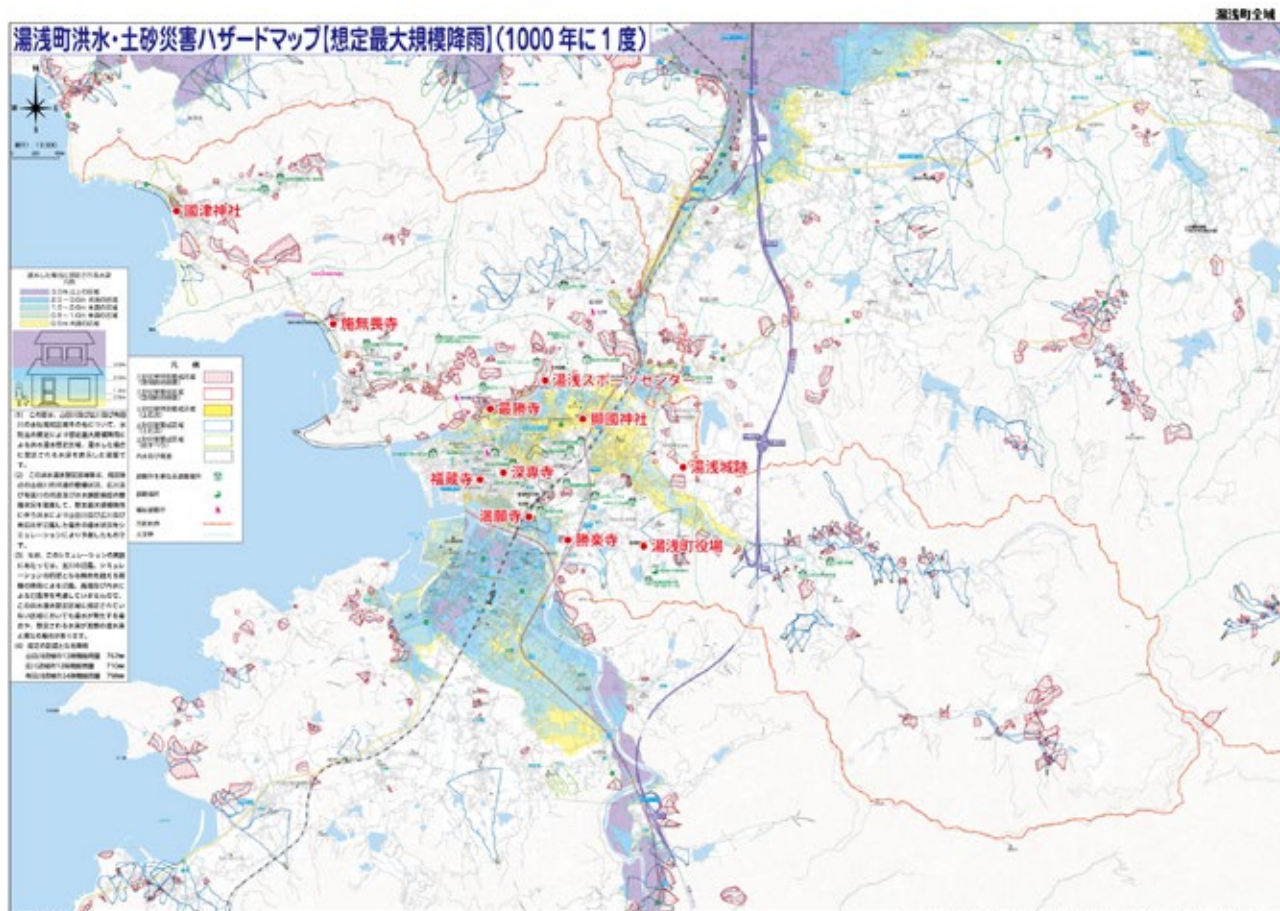


図 30 湯浅町洪水・土砂災害ハザードマップ（令和 3 年作成）

2. 文化遺産の防災・防犯に関する方針と措置

(1) 文化遺産の防災・防犯に関する方針

湯浅町の文化遺産をめぐる防災に関しては、近年の災害被害想定の見直しや、全国各地で発生している様々な災害の状況等を考慮して、地域全体の防災に関する取組みと連動して行っていく。その際には、湯浅町地域防災計画との整合を図りつつ、文化庁が示す『伝統的建造物群の耐震対策の手引』や、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』、防災・防犯に関する通知等を参考とする。

また、防災対策を進めていく上においては、行政による公助、地域住民間による共助、所有者らによる自助のそれぞれの観点から考えていかなければならない。その中で、文化財保存活用支援団体としての建築士会との連携を深め、防災対策や発災後の対応の整備を行っていく。

さらに、未指定の文化遺産については、所有者が文化遺産を所有しているという認識のもとで、適切な対策を行うことがはじめに求められることであるため、まずは地域の文化遺産として認識してもらうための啓発を進める。そのうえで、指定等文化財も含めて、防災・防犯対策を進めるにあたって求められる支援の在り方を検討する。

そして、被害発生後の文化遺産の確認に活用するため、本計画作成において把握しリスト化した湯浅町文化遺産リストについて、継続した文化遺産の現況把握によるリストの充実を進めていく。

(2) 文化遺産の防災・防犯に関する措置

文化遺産の防災事業の推進、共助と自助の意識の向上、未指定文化遺産への対応、文化遺産の現況把握といった前項で示した方針に即し、防災・防犯に関する措置を整理した。

火災のみではなく、地震、津波、大雨、暴風等といった様々な自然災害を想定した防災計画の見直しや、共助・自助を促すための取組みのほか、所有者の取組みに対する支援を検討すること等が考えられる。

【防災・防犯に関する措置】

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
11	湯浅町文化遺産リストの補完	調査等の成果により新たに判明した文化遺産の追加、所在が確認できなかったり重複が判明した文化遺産の削除等を行い、文化遺産の把握に努める。リストは、災害発生時の文化遺産の所在確認に活用する等、防災・防犯対策にも活かしていく。	○							
18	指定等文化財への小規模な整備・修繕への対応	指定等文化財に対する防災・防犯設備の整備、災害時の小規模な復旧事業等に対して、機動的な支援を行う仕組みを構築し、対応する。	△		○					
23	文化遺産収蔵施設の設置と収集活動	文化遺産の散逸を防ぎ、適正な環境下での文化遺産の保管が可能な収蔵施設を設置し、文化遺産の積極的な収集活動を行う。防災上また防犯上の懸念のある保管環境にある文化遺産を保護することにも繋がる。	○							
24	文化財保存活用支援団体との連携	文化財保存活用支援団体である和歌山県建築士会と連携し、歴史的建造物の保存のための調査や保存事業の促進、所有者への保存への働きかけを行う。また、建造物分野の保存修理の担い手となる技術者を養成し、湯浅町において実践する場を可能な限り提供する。また、歴史的建造物の耐震を中心とした防災対策や、大規模災害発生後の対応方法の検討を進める。	△				○			
44 (4-6)	伝建地区防災計画の見直し	平成19年度に策定された既存の伝建地区防災計画は火災を中心に記述されている。地震や高潮などの他の災害に対する対策、災害後の復旧等、防災計画の見直しを実施する。	○			△	△			
45	防火意識の向上	歴史的に大きな大火が少ない湯浅の歴史を踏まえて、防災関連の部署と連携して、伝建地区における防火訓練の継続や、文化遺産所有者への防火啓発等を通じて、住民の防火意識向上に努めるとともに、必要な消防設備の整備等を行う。	○	○	○					
47	文化遺産レスキューマップの作成	把握している文化遺産の位置情報を把握し、ハザードマップと重ね合わせることで、地域の文化遺産に関する災害対策の検討や、発災後の文化遺産の所在確認に活用するレスキューマップを作成する。	○			△				
48 (8-1)	災害関連の資料を今後の防災に活かす	地震や津波に関する古文書等の記録の分析や、その他の災害関連資料の収集を通じ、過去の災害の記憶を後世に引き継ぐため、防災関連の部署と連携して検討を進め、防災計画等に反映させる。	○							

3. 文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

文化遺産をめぐる防災・防犯対策を推進していくため、湯浅広川消防本部や自主防災組織との連携はもちろんのこと、一般社団法人 和歌山県建築士会や、独立行政法人 国立文化財機構 文化財防災センター、和歌山県立博物館等との連携により、防災や、発災後の体制構築に向けた取り組み体制をとる。

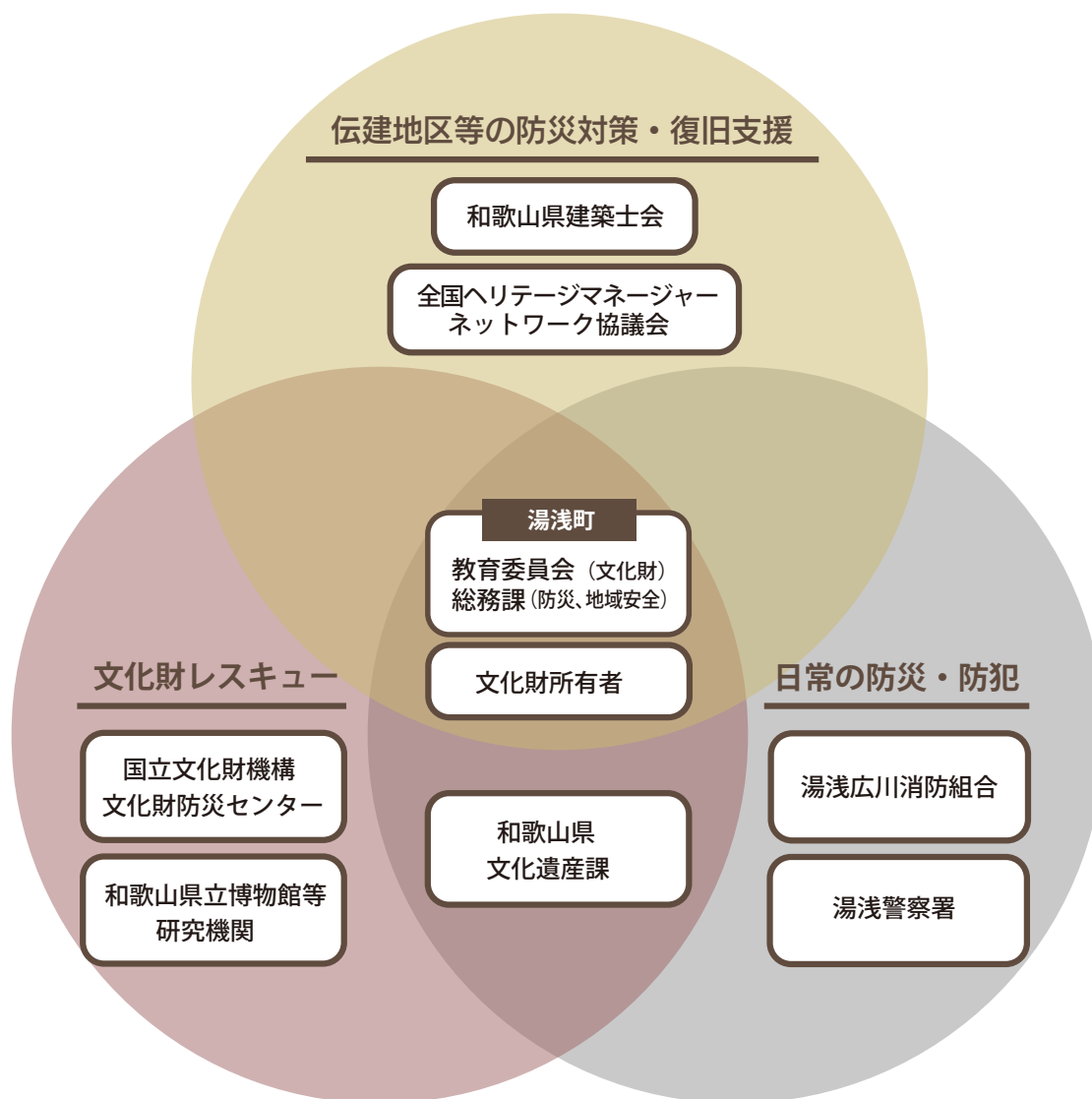


図 31 防災防犯体制図